

# 山口日本フィンランド協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山口日本フィンランド協会と言う。略称は、山口日フィン協会と言う。

(事務所)

第2条 本会事務局は、山口市に置く。

(目的)

第3条 本会は、文化・教育・経済・福祉・社会システム等の交流を通じて、山口県民を**中心として近隣県民並びにフィンランドと関係の深い人達とともにフィンランド共和国**との相互理解を深め、**友好親善及び相互の発展**を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化・教育・経済・福祉・社会システム等の交流を深めるための事業
- (2) **上記の相互発展に貢献する各種イベント、事業**
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会員は、第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た個人または法人をもって構成する。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同する学生
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同する法人
- (4) 特別会員 期間限定で本会の目的に賛同する個人

(入会及び資格の喪失)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を理事会に提出しその承認を得る。

2 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。

- (1) 理由を付して退会届を提出したとき
- (2) 本会が解散したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) この会の名誉を傷つけたとき

(入会金及び会費)

第7条 本会の会員は、年会費を納めなければならない。

2 会費の額は、次のとおりとする。

役員（会員を兼務）	年会費 3,000 円
一般会員	年会費 2,000 円
学生会員	年会費 500 円
法人会員	年会費 10,000 円
特別会員	年会費 500 円（入会年度有効）

## 第3章 役員等

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	1 名
理事	5名以上
監事	1名

2 会長、副会長は理事とする。

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、総会・理事会を招集してその議長となる。

2 副会長は、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 監事は、会計監査を行い理事会に報告する。

5 理事は、事務局長を兼ねることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長は、会長が委任する。

3 事務局長は、事務局を管理し、事務を処理する。

4 事務局は職員を置くことができる。

5 職員選任、人員、報酬等は理事会で決議する。

## 第4章 会 議

(総会)

第13条 総会は、会員で構成し、年1回会長が召集し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会の成立は会員の3分の1の出席（委任状、電磁的な方法による表明を含む）とする。

3 総会は、役員選出を行うほか規約の改正、事業計画および収支予算を決定し事業報告及び収支決算を承認する。また、理事会が必要と認めた事項を審議する。

4 総会は、出席会員の過半数を以て決議する。

但し、規約の改正には出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

5 総会の議長は、会長の指名する理事がこれにあたる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事で構成し、年1回以上会長が召集する。

2 理事会は、総会に提出する議案及び総会の議決によって委任された、事業並びに本会の運営に必要な事項を審議する他、前条3項以外の事項については、総会にかわって議決することができる。

3 理事会は、出席理事の過半数を以て議決する。電磁的な方法による表明を含む。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(委員会)

第15条 本会の事業推進のため、必要に応じて理事会の議決において各種の委員会を置くことができる。

## 第5章 組 織

(支部)

第16条 本会は理事会で議決し、地域支部を持つことができる。

2 支部設立の要請があれば別途要綱を定め、これに準じて設立するものとする。

## 第6章 顧 問

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会での同意を経て会長が委託する。
- 3 顧問は、本会の重要事項に関し、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第7章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(経費)

第19条 本会の経費は、年会費及びその他の収入によるものとする。

附 則

この規約は、平成17年5月24日設立総会より施行する。

改 定

この規約は、令和5年6月18日より施行する。